

ID: 1976-2

担当部署: 市立芦屋病院事務局 総務課

処分の概要	指定公金事務取扱者の指定の取消し		
法令名称 根拠条項	地方公営企業法 第33条の2		
法令番号	昭和27年法律第292号		
【根拠条文】 (公金の徴収等の委託) 第33条の2 地方自治法第243条の2から第243条の2の6までの規定は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託について準用する。この場合において、同法第243条の2の4第1項中「他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるもの」とあるのは「地方公営企業の業務に係るもの(指定公金事務取扱者が徴収することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるものに限る。)」と、同法第243条の2の6第1項中「他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるもの」とあるのは「地方公営企業の業務に係るものとして政令で定めるもの」と、同条第3項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と読み替えるものとする。 (指定公金事務取扱者の指定の取消し) 第243条の2の3 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第243条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。 (1) 第243条の2第1項に規定する政令で定める者に該当しなくなったとき。 (2) 前条第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 (3) 前条第2項又は第243条の2の6第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) 前条第3項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
【共通担当部署】 上下水道部 水道管理課 市立芦屋病院事務局 総務課			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日